

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（南部地区）
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

金沢市

目 次

1	趣旨	1
2	一般事項	1
(1)	名称	1
(2)	方法	1
(3)	主催者及び事務局	1
(4)	実施要領等の交付の方法等	1
(5)	日程	2
3	応募資格	2
(1)	応募者の資格要件	2
(2)	下請け又は再委託先企業の要件	4
(3)	配置予定技術者の資格要件	4
(4)	応募資格の制限	5
4	当選者の業務概要	6
(1)	業務名	6
(2)	業務内容	6
(3)	対象区域	6
(4)	対象施設	6
(5)	業務期間	6
5	提案条件、提出書類等	6
(1)	提案条件	6
(2)	提出書類の内容及び提出方法等	6
(3)	その他	8
6	企画提案書の提出者の選定基準	9
7	企画提案書の特定基準	10
8	選定及び特定方法、結果の通知等	12
(1)	企画提案書の提出者の選定方法	12
(2)	特定方法	12
(3)	金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務委託事業者選定委員会	12
(4)	審査結果の公表	12
9	その他	12
(1)	非選定及び非特定理由の説明	12
(2)	失格	12
(3)	その他	13

1 趣旨

近年、社会資本の老朽化が進行し、施設の維持管理の重要性及び必要性がますます高まっているが、厳しい財政状況や人員の制約、労務費の上昇を受けるとともに、SDGs や働き方改革など社会的な要請への対応が求められる中、維持管理業務の一層の効率化が求められている。

金沢市（以下「本市」という。）が行っている道路、河川・水路、公園（以下「公共インフラ」という。）の維持管理について、民間の知見を活用しながら維持管理業務の質を担保しつつ、市民要望への迅速な対応や業務効率の向上を目指すとともに、地域の担い手の確保や地域内経済循環を図るため、金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（南部地区）（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（南部地区）公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市土木局道路管理課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076-220-2321

E-mail dourokanri@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の方法等

ア 期間

令和8年6月10日（水）から令和8年7月7日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時まで

イ 方法

本市のホームページにて公表する。

ウ 交付資料

(ア) 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（南部地区）公募型プロポーザル実施要領

(イ) 提出書類様式

(ウ) 契約書（案）

(エ) 要求水準書

(オ) 要求水準書 別紙1～5

- (カ) 維持管理基準参考資料 ※希望者のみ配布
- (キ) 業務積算参考資料（業務構成比）

(5) 日程

項目	月日
実施要領等の交付開始	令和8年6月10日（水）
実施要領等に関する質問の受付期間	令和8年6月10日（水）～19日（金）
質問回答の公表	令和8年6月30日（火）
参加表明書の提出期間	令和8年6月10日（水）～7月7日（火）
企画提案書提出者の選定通知	令和8年7月13日（月）
企画提案書の提出期間	令和8年7月14日（火）～31日（金）
審査結果の公表及び通知	令和8年9月3日（木）
契約締結	令和8年9月下旬予定

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

本業務に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、共同企業体（2者以上10者以内の構成員で構成）又は事業協同組合（4者以上の組員で構成）であって、次の要件に該当する者とする。

なお、応募者は、構成員（又は組員）の中から、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を1者選定すること。代表企業は、参加表明を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

- ア 共同企業体（又は事業協同組合）の構成員（又は組員）は、金沢市内に本店を有する企業等であること。
- イ 建設業法の許可業種である土木工事業、又は舗装工事業の許可を得ている構成員（又は組員）を1者以上含むこと。事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、土木工事業、又は舗装工事業の許可を得ていること。
- ウ 過去5年間（令和3年度以降）に金沢市から次に示す工事のいずれかを元請として受注した実績（共同企業体（又は事業協同組合）の構成員（又は組員）としての受注実績も認めるものとする。）がある構成員（又は組員）を含むこと。なお、実績は業務の契約内容が分かる資料（契約書又はCORINS登録の写し）を添付できるものに限る。
 - ・一般土木工事
 - ・アスファルト舗装工事
 - ・造園工事
 - ・維持修繕工事

・浚渫工事

エ 構成員（又は組合員）は、金沢市の工事の入札参加資格、又は役務等の入札参加資格を有すること。事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、金沢市の工事の入札参加資格、又は役務等の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知（令和8年9月3日（木）予定。以下「審査終了」という。）までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

オ 構成員（又は組合員）は、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

カ 構成員（又は組合員）は、次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
- (エ) 実施要領の公表から審査終了までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

キ 構成員（又は組合員）は、本プロポーザルに参加する他の応募者の構成員（又は組合員）と重複していないこと。

ク すべての構成員（又は組合員）が上記ア、エ、オ、カ、キ、の要件に該当すること。

ケ 構成員（又は組合員）のうち1者以上が上記イ、ウの要件に該当すること。

コ 事業協同組合の場合は、事業協同組合でも、上記オ、カの要件に該当すること。

サ

(2) 下請け又は再委託先企業の要件

各業務において、下請け又は再委託が発生する場合は、下請け又は再委託先の企業は、金沢市内に本店を有する企業等であること。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 統括業務責任者

(ア) 統括業務責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。

- ・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ・ 1級建設機械施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士
- ・ 1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士
- ・ 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

(イ) 統括業務責任者は、構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係(参加表明書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。事業協同組合の場合は、事業協同組合と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること(組合員との雇用関係は認めない)。

なお、契約時に直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するいずれかの書類の写しを提出すること。

1. 監理技術者証
2. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
3. 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
4. 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
5. 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
6. 健康保険組合等による資格証明書
7. 直近決算の確定申告書の写し(個人事業主)
8. その他公的機関の発行した書類で継続雇用の確認ができるもの

なお、1～8の書類が提出できない場合は、国民健康保険被保険者証及び源泉徴収票の写し、並びに税務調査承諾書を提出すること。

イ 巡回業務実施責任者

巡回業務実施責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。なお、巡回業務実施責任者は、統括業務責任者と兼任を認める。

- ・ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
- ・ 1 級建設機械施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

ウ 維持管理業務実施責任者

維持管理業務実施責任者は、以下の資格のいずれかを有すること。

- ・ 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士
- ・ 1 級建設機械施工管理技士又は 2 級建設機械施工管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級造園施工管理技士又は 2 級造園施工管理技士
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る))

(4) 応募資格の制限

次に該当する者は、「3 応募資格 (1) 応募者の資格要件」に示す資格要件を満たしていても、本プロポーザルの応募者となることができない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務委託事業者選定委員会委員(以下、「選定委員」という。)

イ 本プロポーザルの選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連のある者

なお、本業務の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人は以下のとおりである。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・ ナチュラルコンサルタント株式会社

ウ ア又はイが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織(研究室等を含む。)に所属する者

4 当選者の業務概要

(1) 業務名

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務（南部地区）

(2) 業務内容

対象業務は要求水準書「第2章 業務概要」に示すとおりとする。

(3) 対象区域

対象区域は要求水準書「【別紙1】位置図・区域図」に示すとおりとする。

(4) 対象施設

対象施設は要求水準書「【別紙2】対象施設位置図」に示すとおりとする。

(5) 業務期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

※ただし、本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、本業務期間終了後から令和11年3月まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

ア 契約上限額 28,890,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案にあたって業務規模を示すものである。企画提案書の特定後に当選者には、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。

イ 著作権その他の取扱い

作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき参加表明書を作成し、提出すること。

(ア) 内容

- a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。なお、様式8は、応募者による任意様式も可とする。

様式 1

参加表明書

様式 3	応募者の構成等
様式 4	企業の実績
様式 5	業務実施体制
様式 6-1～6-3	配置予定技術者の実績
様式 7	誓約書
様式 8	共同企業体協定書（参考様式）

b 用紙の大きさはA4判（縦長横書）とする。

- (イ) 提出部数 それぞれ1部ずつ
- (ウ) 提出先 2(3)イに同じ
- (エ) 提出期間 令和8年6月10日（水）から令和8年7月7日（火）まで
（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年7月6日（月）午後5時必着とする。
- (オ) 提出方法 持参、郵送又は宅配便等（電送は認めない）
- (カ) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

イ 質問書

質問書の提出を希望する者は、以下に基づき質問書を作成し、提出すること。

- (ア) 様式 様式2 質問書
- (イ) 提出部数 1部
- (ウ) 提出先 2(3)イに同じ
- (エ) 提出期間 令和8年6月10日（水）から令和8年6月19日（金）まで
（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年6月18日（木）午後5時必着とする。
- (オ) 提出方法 持参、郵送、宅配便等又はE-mail（E-mail以外の電送は認めない）
- (カ) 回答方法 質問書への回答は、令和8年6月30日（火）に市HPに公表する。

ウ 企画提案書

企画提案書の提出者として選定された者は、以下に基づき企画提案書を作成し、提出すること。

- (ア) 内容
 - a 企画提案書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。様式9-2～9-4は、以下に掲げるテーマをもとにそれぞれ作成し、各内容は、該当する様式1枚に記載するものとし、別紙を添付してはならない。参考見積書は応募者による任意様式とするが、

業務積算参考資料（業務構成比）に示す業務項目の内訳別の金額が分かるように記載すること。

テーマ1：地域活性化への取組や地域活動等への協力

テーマ2：災害時の緊急対応

テーマ3：効率的な巡回方法及び路面状況の的確な情報把握

様式9-1 企画提案書提出書

様式9-2～9-4 企画提案書（テーマ1～テーマ3）

任意様式 参考見積書

- b 様式9-2～9-4は、それぞれA4判1枚とする。文字サイズは10.5ポイントで作成すること。多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写の可能性があるため、見易さに配慮をすること。
- c 提案に当たっては、文章を補完するためのイラスト、イメージ図、写真等を使用することができる。

- (イ) 提出部数 正本1部
副本6部（E-mailでの提出の場合は副本は不要）
※参考見積書は正本のみでよい。
- (ウ) 提出先 2(3)イに同じ
- (エ) 提出期間 令和8年7月14日(火)から令和8年7月31日(金)まで
（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年7月30日（木）午後5時必着とする。
- (オ) 提出方法 持参、郵送、宅配便等又はE-mail（E-mail以外の電送は認めない）
- (カ) 厳正な匿名審査を行うため、様式9-2～9-4の中で作成者が判別できる内容の記載（特定の者と判別できる記号やふらどりなども含む。）がある場合は、失格とする。
- (キ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(3) その他

- ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- イ 提案は、1者につき1件に限る。
- ウ 提出書類の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の提出者の選定基準

評価項目		評価基準	配点
企業（構成員又は組合員）	業務実績	<p>構成員（又は組合員）のうち1者以上が以下に示す金沢市発注の工事の元請実績を有する場合に評価する。 ※すべての構成員（又は組合員）の実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事 ・アスファルト舗装工事 ・造園工事 ・維持修繕工事 ・浚渫工事 <p>①：3種以上の実績を有する ②：2種の実績を有する ③：1種の実績を有する</p>	<p>① 15 ② 11.25 ③ 7.5</p>
	資格	<p>以下の資格のいずれかを有する場合に評価する。</p> <p>①：技術士（建設部門、農業部門（選択科目を農業農村工学とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る））</p> <p>②：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は1級造園施工管理技士</p> <p>③：2級土木施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、2級管工事施工管理技士又は2級造園施工管理技士</p>	<p>① 15 ② 11.25 ③ 7.5</p>
統括業務責任者	実績	<p>配置予定技術者が以下に示す金沢市発注の工事のいずれかの元請実績を有する場合に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事 ・アスファルト舗装工事 ・造園工事 ・維持修繕工事 ・浚渫工事 <p>①：監理技術者・主任技術者・現場代理人として従事した実績を有する ②：担当技術者として従事した実績を有する ③：上記の実績なし</p>	<p>① 15 ② 7.5 ③ 0</p>
	業務実施体制	<p>業務実施体制（業種、エリアに応じた役割分担）が適切である場合に評価する。</p> <p>①：業種、エリアに応じた役割分担が明確である。 ②：業種、エリアに応じた役割分担が明確でない。</p>	<p>① 10 ② 0</p>
合計			55

7 企画提案書の特定基準

評価項目		評価基準	配点
企業（構成員又は組合員）	業務実績	<p>構成員（又は組合員）のうち1者以上が以下に示す金沢市発注の工事の元請実績を有する場合に評価する。 ※すべての構成員（又は組合員）の実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事 ・アスファルト舗装工事 ・造園工事 ・維持修繕工事 ・浚渫工事 <p>①：3種以上の実績を有する ②：2種の実績を有する ③：1種の実績を有する</p>	<p>① 15 ② 11.25 ③ 7.5</p>
	資格	<p>以下の資格のいずれかを有する場合に評価する。</p> <p>①：技術士（建設部門、農業部門（選択科目を農業農村工学とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関わるもの、「農業農村工学」「水産土木」「森林土木」とするものに限る））</p> <p>②：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は1級造園施工管理技士</p> <p>③：2級土木施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、2級管工事施工管理技士又は2級造園施工管理技士</p>	<p>① 15 ② 11.25 ③ 7.5</p>
統括業務責任者	実績	<p>配置予定技術者が以下に示す金沢市発注の工事のいずれかの元請実績を有する場合に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事 ・アスファルト舗装工事 ・造園工事 ・維持修繕工事 ・浚渫工事 <p>①：監理技術者・主任技術者・現場代理人として従事した実績を有する ②：担当技術者として従事した実績を有する ③：上記の実績なし</p>	<p>① 15 ② 7.5 ③ 0</p>
	業務実施体制	<p>業務実施体制（業種、エリアに応じた役割分担）が適切である場合に評価する。</p> <p>①：業種、エリアに応じた役割分担が明確である。 ②：業種、エリアに応じた役割分担が明確でない。</p>	<p>① 10 ② 0</p>
体制			

評価項目		評価基準		配点
企画提案	テーマ1	地域活性化への取組や地域活動等への協力	提案内容が以下である場合に評価する。 ① 町会等の地域団体との連携・協力に関する具体的かつ有効な提案 ② 市民生活・地域活動に配慮した作業方法や周知方法に関する具体的かつ有効な提案 ③ 地域活性化への取組に関する具体的かつ有効な提案	各5 計15
	テーマ2	災害時の緊急対応	提案内容が以下である場合に評価する。 ① 人員・資機材の確保や体制構築に関する具体的かつ有効な提案 ② 緊急巡回結果や応急作業内容の記録、発注者・関係機関への速やかな報告に関する具体的かつ有効な提案 ③ 作業員の安全確保や二次災害防止のための応急措置の手順に関する具体的かつ有効な提案	各5 計15
	テーマ3	効率的な巡回方法及び路面状況の的確な情報把握	提案内容が以下である場合に評価する。 ① 地域の特性や実情を踏まえた巡回方法に関する具体的かつ有効な提案 ② 路面状況を的確に把握するための確認・記録方法に関する具体的かつ有効な提案 ③ 路面の異常発見時に、速やかに適切な応急措置や緊急措置を講じる方策に関する具体的かつ有効な提案	各5 計15
合計				100

8 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の提出者の選定方法

「3 応募資格」に掲げる条件を満たしている参加表明者について、参加表明書の内容により「6 企画提案書の提出者の選定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点の上位3者を企画提案書の提出者として選定する。

(2) 特定方法

企画提案書の内容により、「7 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い応募者を特定する。

審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、あらかじめ設定した課題に対し提案された内容に関し、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算若しくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。

(3) 金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務委託事業者選定委員会

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務委託事業者選定委員会は、次の5名で構成する。

川村 國夫 (金沢工業大学 特任教授)

池本 良子 (金沢大学 名誉教授)

片桐 由希子 (金沢工業大学 准教授)

木谷 哲 (金沢市土木局長)

高木 陽一 (金沢市都市整備局長)

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、令和8年9月3日(木)に当選者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

9 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

ア 選定されなかったもの及び特定されなかったものに対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(金沢市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 提出書類に記載された統括業務責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。

エ 提出書類は、返却しない。

オ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、当選者は、金沢市に協力するものとする。

カ 特定した企画提案書の著作権は、当選者に帰属するものとする。ただし、金沢市は当選者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。

キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。